



熊本県公報

第 1 2 0 9 4 号
平成 24 年 3 月 13 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (") 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (") 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (") 3
- 道路の位置指定の廃止…………… (建築課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定介護予防サービス…………… (") 4
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 平成 2 3 年度補正予算 (一般会計、特別会計) 及び平成 2 4 年度予算 (一般会計、特別会計) の要領の公表…………… (財政課) 5

公 告

- 土地改良区役員の住所変更…………… (農村計画課) 121
- 換地処分…………… (農地整備課) 122
- 争議行為の予告…………… (労働雇用課) 122

登 載 依 頼

- 有明海自動車航送船組合議会平成 2 4 年第 1 回定例会の招集…………… (有明海自動車航送船組合) 123

告 示

熊本県告示第 2 6 8 号
道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 2 4 年 3 月 1 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 4 年 3 月 1 3 日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字上揚字宮上 8 8 8 番地先から 同所 8 8 4 番地先まで	42.3	仮設道路の設置

2 供用を開始する期日 平成 2 4 年 3 月 1 3 日

熊本県告示第 2 6 9 号
道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 2 4 年 3 月 1 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 4 年 3 月 1 3 日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	甲佐小川線	下益城郡美里町中郡字梨尾 2867番30地先から 同所 2867番31地先まで	59.0	一括道路（改築に伴う拡幅）

2 供用を開始する期日 平成24年3月15日

熊本県告示第270号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年3月13日

熊本県知事職務代理人

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ワークショップ 熊本 熊本市本荘二丁目3番8号	社会福祉法人 熊本市 社会福祉協会 熊本市本荘二丁目3番8号 清田 円	平成24 年3月1 日	4310101482	就労継続支援 B型
済生会ほほえみ 熊本市内田町3 560-1	社会福祉法人 恩賜財 団済生会 東京都港区三田一丁目 4番28号 支部業務担当理事 須古 博信	平成24 年3月1 日	4310101490	生活介護 就労継続支援 B型
済生会かがやき 熊本市内田町3 555-1	社会福祉法人 恩賜財 団済生会 東京都港区三田一丁目 4番28号 支部業務担当理事 須古 博信	平成24 年3月1 日	4310101508	就労移行支援 （一般型） 就労継続支援 A型 就労継続支援 B型

熊本県告示第271号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年3月13日

熊本県知事職務代理人

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ゆたか学園 熊本市中島町1 874番地	社会福祉法人 西部福 祉会 熊本市中島町1874 番地 古川 鈴哉	平成24 年3月1 日	4310101516	生活介護 施設入所支援
第二大江学園 熊本市渡鹿八丁 目16番64号	社会福祉法人 肥後自 活団 熊本市渡鹿八丁目16	平成24 年3月1 日	4310101524	生活介護 施設入所支援 短期入所

	番46号 塘林 恭介			
第二大江学園ケ アホーム事業所 熊本市渡鹿八丁 目14番55号	社会福祉法人 肥後自 活団 熊本市渡鹿八丁目16 番46号 塘林 恭介	平成24 年3月1 日	4320101530	共同生活介護
				共同生活援助

熊本県告示第272号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年3月13日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷 芳 康

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
障害者支援施設 荒尾市小岱作業 所 荒尾市増永24 52番地2	社会福祉法人 荒尾市 社会福祉事業団 荒尾市増永2452番 地2 藤崎 龍美	平成24 年3月1 日	4310300191	生活介護
				施設入所支援
				短期入所
就労支援センタ ー 荒尾市小岱 作業所 荒尾市増永24 52番地2	社会福祉法人 荒尾市 社会福祉事業団 荒尾市増永2452番 地2 藤崎 龍美	平成24 年3月1 日	4310300209	就労継続支援 B 型
荒尾市社会福祉 事業団グループ ホーム・ケアホ ーム事業所 荒尾市増永22 99番地15	社会福祉法人 荒尾市 社会福祉事業団 荒尾市増永2452番 地2 藤崎 龍美	平成24 年3月1 日	4320300033	共同生活介護
障がい者サポー トホーム わら び 菊池市重味字北 の原2380番 地7	社会福祉法人 菊愛会 菊池市重味字北の原2 380番地7 最上 太一郎	平成24 年3月1 日	4311200176	生活介護
				施設入所支援
				短期入所
ひまわり学園 上益城郡御船町 大字滝川198 1番1	社会福祉法人 ひまわ り学園 上益城郡御船町大字滝 川1981番1 藤川 りう子	平成24 年3月1 日	4311440236	生活介護 自立訓練（生 活訓練） 就労継続支援 B型

熊本県告示第273号

昭和54年7月5日熊本県公告第956号（道路位置の指定）により公告した道路位置の指定は、廃止する。

平成24年3月13日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷 芳 康

熊本県告示第274号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年3月13日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字柚ノ木3059番、3060番1から3060番5まで、3064番から3066番まで、3067番1、3067番2、3070番1、3070番2、3071番2、3071番3、3072番から3076番まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字柚ノ木3072番から3076番まで、3059番・3060番3から3060番5まで・3064番・3070番1・3070番2・3071番2・3071番3（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第275号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年3月13日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護事業所だんだん 熊本市植木町岩野927番地4	合同会社幸正	平成24年4月1日

熊本県告示276号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年3月13日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護事業所だんだん 熊本市植木町岩野927番地4	合同会社幸正	平成24年4月1日

熊本県告示第277号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
平成24年3月13日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 保安林の所在場所 熊本県荒尾市（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のおりとする。
(「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県玉名地域振興局並びに荒尾市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第278号

平成23年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに平成24年度一般会計予算及び特別会計予算は、平成24年2月定例県議会において次のおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。

平成24年3月13日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

平成23年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

平成23年度熊本県の一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,551,746千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ744,456,188千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		127,450,013	5,992,082	133,442,095
	1 県 民 税	49,776,236	1,618,969	51,395,205
	2 事 業 税	16,340,192	3,259,164	19,599,356
	3 地 方 消 費 税	15,721,380	595,142	16,316,522
	4 不 動 産 税 取 得 税	3,964,994	△ 247,404	3,717,590
	5 県 た ば こ 税	3,161,780	814,097	3,975,877
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	707,127	△ 65,576	641,551
	7 自 動 車 税 取 得 税	2,067,044	△ 256,318	1,810,726
	8 軽油引取税	13,699,130	△ 30,353	13,668,777
	9 自 動 車 税	21,833,866	283,330	22,117,196
	10 鉦 区 税	9,940	820	10,760
	11 狩 猟 税	47,297	1,885	49,182
	12 産 業 廃 棄 物 税	120,369	18,984	139,353
	13 旧 法 に よ る 税	658	△ 658	

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	地方消費税 清算金	34,822,042	△ 506,042	34,316,000
	1 地方消費税 清算金	34,822,042	△ 506,042	34,316,000
3	地方譲与税	23,874,000	△ 40,000	23,834,000
	1 石油ガス 譲与税	220,000	△ 40,000	180,000
4	地方特例 交付金	1,602,809	7,191	1,610,000
	1 地方特例 交付金	1,602,809	7,191	1,610,000
5	地方交付税	221,617,977	1,875,684	223,493,661
	1 地方交付税	221,617,977	1,875,684	223,493,661
6	交通安全対策 特別交付金	731,000	△ 81,000	650,000
	1 交通安全対策 特別交付金	731,000	△ 81,000	650,000
7	分担金及び 負担金	5,184,786	△ 367,699	4,817,087
	1 分 担 金	479,644	△ 36,592	443,052
	2 負 担 金	4,705,142	△ 331,107	4,374,035
8	使用料及び 手数料	7,035,759	△ 7,511	7,028,248
	1 使 用 料	3,947,705	△ 6,493	3,941,212

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 手 数 料	3,088,054	△ 1,018	3,087,036
9 国庫支出金		120,701,571	△ 7,619,047	113,082,524
	1 国庫負担金	39,484,410	△ 93,197	39,391,213
	2 国庫補助金	79,527,606	△ 7,228,513	72,299,093
	3 国庫委託金	1,689,555	△ 297,337	1,392,218
10 財産収入		2,037,043	1,312,955	3,349,998
	1 財産運用収入	1,172,973	104,064	1,277,037
	2 財産売却収入	864,070	1,208,891	2,072,961
11 寄附金		139,941	118,466	258,407
	1 寄附金	139,941	118,466	258,407
12 繰入金		65,038,083	△ 19,027,015	46,011,068
	1 特別会計繰入金	480,441	3,975,120	4,455,561
	2 基金繰入金	64,557,642	△ 23,002,135	41,555,507
13 繰越金		1,474,699	8,405,243	9,879,942
	1 繰越金	1,474,699	8,405,243	9,879,942

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14 諸 収 入		41,005,211	△ 1,053,053	39,952,158
	1 延滞金、加算金 及び過料等	408,298	△ 10,497	397,801
	2 県預金利子	104,332	57,000	161,332
	3 貸付金 元利収入	30,094,052	△ 1,316,521	28,777,531
	4 受託事業 収入	1,480,573	△ 135,247	1,345,326
	5 収益事業 収入	5,490,562	△ 229,679	5,260,883
	6 利子割 精算金収入	21,305	△ 3,726	17,579
	7 雑 入	3,406,089	585,617	3,991,706
15 県 債		105,293,000	△ 2,562,000	102,731,000
	1 県 債	105,293,000	△ 2,562,000	102,731,000
歳 入 合 計		758,007,934	△ 13,551,746	744,456,188

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,462,771	△ 68,037	1,394,734
	1 議 会 費	1,462,771	△ 68,037	1,394,734
2 総 務 費		31,218,776	11,150,434	42,369,210
	1 総務管理費	12,215,894	12,537,152	24,753,046
	2 企 画 費	4,803,613	△ 305,119	4,498,494
	3 徴 税 費	7,099,794	△ 717,459	6,382,335
	4 市 町 村 費	3,402,965	△ 43,535	3,359,430
	5 選 挙 費	1,540,332	△ 320,382	1,219,950
	6 防 災 費	1,340,666	△ 21,091	1,319,575
	7 統計調査費	442,850	△ 4,987	437,863
	8 人 員 事 費 委 員 会 費	162,808	25,344	188,152
	9 監査委員費	209,854	511	210,365
3 民 生 費		98,625,918	△ 3,345,697	95,280,221
	1 社会福祉費	68,824,640	△ 2,270,198	66,554,442

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	23,563,750	△ 609,207	22,954,543
	3 生活保護費	4,820,868	△ 450,979	4,369,889
	4 災害救助費	1,416,660	△ 15,313	1,401,347
4 衛生費		58,698,799	△ 4,582,288	54,116,511
	1 公衆衛生費	41,612,269	△ 1,995,461	39,616,808
	2 環境衛生費	14,473,962	△ 2,606,460	11,867,502
	3 保健所費	1,709,728	81,846	1,791,574
	4 医薬費	902,840	△ 62,213	840,627
5 労働費		10,881,068	△ 1,203,412	9,677,656
	1 労政費	189,494	△ 28,565	160,929
	2 職業訓練費	1,638,351	△ 196,289	1,442,062
	3 失業対策費	8,947,442	△ 986,102	7,961,340
	4 労働委員会費	105,781	7,544	113,325
6 農 林 水 産 業 費		60,033,051	△ 3,603,523	56,429,528
	1 農業費	11,621,897	△ 1,273,552	10,348,345

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	2,887,674	△ 93,206	2,794,468
	3 農地費	17,531,306	△ 1,524,115	16,007,191
	4 林業費	22,527,432	△ 509,609	22,017,823
	5 水産業費	5,464,742	△ 203,041	5,261,701
7 商 工 費		37,330,021	△ 1,689,410	35,640,611
	1 商業費	30,387,385	△ 1,404,715	28,982,670
	2 工鉦業費	6,122,087	△ 300,470	5,821,617
	3 観光費	820,549	15,775	836,324
8 土 木 費		81,659,598	△ 6,871,538	74,788,060
	1 土木管理費	3,446,215	△ 154,016	3,292,199
	2 道路 橋りょう費	42,926,911	△ 3,459,332	39,467,579
	3 河川海岸費	17,070,067	△ 1,678,402	15,391,665
	4 港湾費	4,810,976	△ 781,412	4,029,564
	5 都市計画費	10,729,935	△ 519,943	10,209,992
	6 住宅費	2,675,494	△ 278,433	2,397,061

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9 警察費		38,606,597	△ 157,485	38,449,112
	1 警察管理費	34,952,738	△ 82,721	34,870,017
	2 警察活動費	3,653,859	△ 74,764	3,579,095
10 教育費		167,564,331	△ 122,720	167,441,611
	1 教育総務費	27,915,892	436,094	28,351,986
	2 小学校費	59,896,360	△ 31,972	59,864,388
	3 中学校費	34,015,782	△ 445,290	33,570,492
	4 高等学校費	31,911,786	△ 104,309	31,807,477
	5 特別支援 学校費	8,878,053	138,121	9,016,174
	6 社会教育費	2,554,850	△ 107,397	2,447,453
	7 保健体育費	1,504,456	△ 7,967	1,496,489
11 災害復旧費		3,588,106	△ 1,573,085	2,015,021
	1 農林水産業 災害復旧費	1,542,112	△ 654,740	887,372
	2 土木災害 復旧費	1,990,794	△ 886,500	1,104,294
	3 教育災害 復旧費	42,200	△ 31,845	10,355

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 総務災害復旧費	13,000		13,000
12 公債費		114,762,487	△ 1,568,462	113,194,025
	1 公債費	114,762,487	△ 1,568,462	113,194,025
13 諸支出金		53,376,411	83,477	53,459,888
	1 繰出金	17,526,987	△ 80,934	17,446,053
	2 利子割金交付	633,183	△ 136,446	496,737
	3 利子割金精算	1,779		1,779
	4 地方消費税清算金	15,450,875	549,125	16,000,000
	5 地方消費税交付金	17,518,268	△ 248,268	17,270,000
歳 出 合 計		758,007,934	△ 13,551,746	744,456,188

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
1 衛 生 費		千円 500,000
	1 公 衆 衛 生 費	500,000
2 農 林 水 産 業 費		150,085
	1 畜 産 業 費	150,085
3 教 育 費		31,845
	1 保 健 体 育 費	31,845
合 計		681,930

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
1 民 生 費		2,828,000	4,185,601
	1 社 会 福 祉 費	2,828,000	4,185,601
2 土 木 費		18,423,249	18,940,349
	1 道 路 橋 り よ う 費	17,961,249	18,476,349
	2 住 宅 費	462,000	464,000
3 教 育 費		729,000	938,000
	1 特 別 支 援 学 校 費	729,000	938,000
4 災 害 復 旧 費		411,000	543,000
	1 土 木 災 害 復 旧 費	411,000	543,000
合	計	22,391,249	24,606,950

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 首都圏広報業務	平成24年度	千円 15,000
2 地域振興局局長宿舎等賃借	平成24年度	13,178
3 東京事務所職員宿舎等賃借	平成24年度 ～平成25年度	87,110
	年次別内訳 平成24年度 平成25年度	69,485 17,625
4 銀座熊本館運営業務	平成24年度	2,035
5 県立劇場管理運営業務	平成24年度 ～平成28年度	1,874,260
	年次別内訳 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度	374,852 374,852 374,852 374,852 374,852
6 くまモンキャラバン隊事業委託業務	平成24年度	32,077
7 自動車税納付促進広報業務	平成24年度	3,372
8 くまもと県税システム機器更改業務	平成24年度	101,134
9 防災消防ヘリコプター運航等業務	平成24年度	93,463
10 防災行政無線中継所用地賃借	平成24年度 ～平成26年度	63
	年次別内訳 平成24年度 平成25年度 平成26年度	25 19 19

事 項	期 間	限 度 額
11 職員等採用試験案内作成業務	平成24年度	千円 1,022
12 総合福祉センター管理運営業務	平成24年度 ～平成26年度	127,800
	年次別内訳	
	平成24年度	42,600
	平成25年度	42,600
	平成26年度	42,600
13 多重債務者生活再生支援事業委託業務	平成24年度	12,677
14 環境センター管理運営業務	平成24年度 ～平成26年度	63,630
	年次別内訳	
	平成24年度	21,210
	平成25年度	21,210
	平成26年度	21,210
15 水俣病総合対策事業等委託業務	平成24年度	184,021
16 産業人材強化相談窓口運営業務	平成24年度	7,921
17 障害者就業・生活支援センター運営業務	平成24年度	25,090
18 ジョブカフェくまもと施設賃借	平成24年度	4,509
19 農業公園管理運営業務	平成24年度 ～平成28年度	310,000
	年次別内訳	
	平成24年度	62,000
	平成25年度	62,000
	平成26年度	62,000
	平成27年度	62,000
平成28年度	62,000	
20 指定野菜価格安定対策資金支払保証 社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	平成23年度 ～平成24年度	186,080

事 項	期 間	限 度 額
21 国営土地改良事業負担金	平成24年度 ～平成35年度	千円 2,342
	年次別内訳	
	平成24年度	26
	平成25年度	26
	平成26年度	229
	平成27年度	229
	平成28年度	229
	平成29年度	229
	平成30年度	229
	平成31年度	229
	平成32年度	229
	平成33年度	229
	平成34年度	229
平成35年度	229	
22 森林国営保険事務処理作業委託業務	平成24年度	18,795
23 森づくりボランティアネット運営業務	平成24年度	8,250
24 治山事業	平成24年度	272,000
25 阿蘇みんなの森管理運営業務	平成24年度 ～平成26年度	20,654
	年次別内訳	
	平成24年度	6,918
	平成25年度	6,868
平成26年度	6,868	
26 水産動物種苗生産等水産振興業務	平成24年度	159,036
27 くまもとプロモーション推進事業	平成24年度	6,600
28 大阪事務所職員宿舎等賃借	平成24年度	14,100
29 福岡事務所職員宿舎等賃借	平成24年度	11,243
30 特許流通コーディネーター支援事業	平成24年度	5,519

事 項	期 間	限 度 額
31 電動二輪車等実証実験推進事業	平成24年度	千円 9,500
32 オープンイノベーション推進事業	平成24年度	2,230
33 インキュベーション施設運営事業	平成24年度	13,801
34 フォレスト推進団体運営事業	平成24年度	6,848
35 太陽光発電実証実験推進事業	平成24年度	18,931
36 計量検定業務	平成24年度	15,479
37 天草ビジターセンター管理運営業務	平成24年度 ～平成25年度	6,642
	年次別内訳	
	平成24年度	3,321
平成25年度	3,321	
38 上益城地域振興局土木部庁舎駐車場賃借	平成24年度	360
39 河川改良費	平成24年度	20,000
40 水防テレメーター観測局用地賃借	平成24年度	3
41 テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地管理運営業務	平成24年度 ～平成28年度	142,044
	年次別内訳	
	平成24年度	30,345
	平成25年度	29,400
	平成26年度	28,350
	平成27年度	27,090
平成28年度	26,859	
42 水俣広域公園及び水俣港緑地管理運営業務	平成24年度 ～平成28年度	615,000
	年次別内訳	
	平成24年度	124,000
	平成25年度	123,500
	平成26年度	123,000
	平成27年度	122,500
平成28年度	122,000	

事 項	期 間	限 度 額
43 公営住宅管理運営業務	平成24年度 ～平成26年度	千円 1,398,111
	年次別内訳	
	平成24年度	466,037
	平成25年度	466,037
	平成26年度	466,037
44 交番・駐在所等賃借	平成24年度	25,449
45 熊本時習館特別支援相談員派遣事業	平成24年度	5,707
46 県立学校用地賃借	平成24年度	937
47 電話相談室賃借	平成24年度	540
48 青少年教育施設管理運営業務	平成24年度 ～平成28年度	1,483,803
	年次別内訳	
	平成24年度	296,714
	平成25年度	296,832
	平成26年度	296,702
	平成27年度	296,730
	平成28年度	296,825

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 保健・医療・福祉関係業務	平成24年度	千円 7,780	平成24年度	千円 750,782
2 医療施設耐震化整備事業	平成24年度 ～平成26年度	823,284	平成24年度 ～平成26年度	1,300,384
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成24年度	332,640	平成24年度	809,740
	平成25年度	332,640	平成25年度	332,640
	平成26年度	158,004	平成26年度	158,004
3 しごと相談・支援センター 関係業務	平成24年度	2,196	平成24年度	4,344
4 離職者訓練等委託業務	平成24年度	186,464	平成24年度 ～平成25年度	277,184
			年次別内訳	
			平成24年度	231,824
			平成25年度	45,360
5 警察関係業務	平成24年度	444,145	平成24年度	445,668
6 緊急雇用創出基金事業	平成24年度	582,128	平成24年度	1,237,444
7 県有施設等管理業務	平成24年度 ～平成28年度	3,458,577	平成24年度 ～平成28年度	4,123,013
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成24年度	2,771,007	平成24年度	3,419,135
	平成25年度	353,962	平成25年度	361,575
	平成26年度	325,760	平成26年度	333,373
	平成27年度	3,924	平成27年度	4,465
平成28年度	3,924	平成28年度	4,465	
8 給食業務	平成24年度	19,630	平成24年度	81,224

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
9 情報処理関連業務	平成24年度 ～平成28年度	千円 427,106	平成24年度 ～平成28年度	千円 1,247,360
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成24年度	235,226	平成24年度	1,043,784
	平成25年度	56,040	平成25年度	58,964
	平成26年度	56,040	平成26年度	58,964
	平成27年度	45,600	平成27年度	48,524
	平成28年度	34,200	平成28年度	37,124
10 事務機器等賃借	平成24年度 ～平成29年度	1,296,112	平成24年度 ～平成29年度	1,513,329
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成24年度	305,778	平成24年度	500,184
	平成25年度	265,418	平成25年度	271,117
	平成26年度	262,284	平成26年度	267,984
	平成27年度	261,889	平成27年度	267,588
	平成28年度	195,382	平成28年度	201,082
	平成29年度	5,361	平成29年度	5,374

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 1,233,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 1,613,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	288,000	方公共団体金	(但し、	半年賦元利	394,000			
農地防災国庫補助事業費	342,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	254,000			
澁水防除国庫補助事業費	267,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	240,000			
造林国庫補助事業費	208,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 但し、県財	198,000			
林道国庫補助事業費	783,000	の地方公共団	利率の見	政の都合によ	763,000			
治山国庫補助事業費	2,218,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	り、繰上償還 をなし、又は	2,207,000			
保安林整備国庫補助事業費	204,000	(その他)	においては、	借り換えをす ることができ	173,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	190,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	る。	214,000			
漁港国庫補助事業費	609,000	一部もしくは	率)		643,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	5,972,000	全部を翌年度 以降に繰り下			4,413,000			
道路維持国庫補助事業費	4,554,000	げて借り入れ することがで			4,252,000			
河川国庫補助事業費	1,916,000	きる。			1,741,000	(補 正 前 に 同 じ)		
砂防国庫補助事業費	2,072,000	発行価格が 額面金額を下			1,783,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	92,000	回るときは、 その発行差額			95,000			
港湾建設国庫補助事業費	348,000	をうめるため 必要な金額を			380,000			
街路国庫補助事業費	2,607,000	加算した額を 限度額とする			2,592,000			
都市公園整備事業費	290,000	ことができる。			261,000			
公営住宅建設事業費	635,000				565,000			
空港直轄事業負担金	162,000				72,000			
農地海岸直轄事業負担金	229,000				248,000			
道路直轄事業負担金	4,725,000				4,433,000			
河川直轄事業負担金	2,888,000				2,563,000			
砂防直轄事業負担金	102,000				94,000			
港湾直轄事業負担金	1,146,000				841,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
耕地災害現年発生国庫補助事業費	千円 2,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円			
林道災害現年発生国庫補助事業費	1,000	方公共団体金 融機構、会社、	(但し、 利率見直	半年賦元利 均等償還又は				
治山災害現年発生国庫補助事業費	45,000	その他 (借入方法)	し方式で 借り入れ	元金均等償還、 満期一括償還	28,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	577,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 但し、県財	319,000			
公共土木過年発生国庫補助事業費	32,000	の地方公共団 体との共同発	利率の見 直しを行	政の都合によ り、繰上償還				
公共土木直轄災害復旧事業負担金	80,000	行を含む。) (その他)	った後に おいては、	をなし、又は 借り換えをす	28,000			
総合庁舎整備事業費	274,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	ることができ る。	243,000			
老人福祉施設整備事業費	763,000	一部もしくは	率)		716,000			
単県治山事業費	83,000	全部を翌年度			69,000			
産業技術センター整備事業費	44,000	以降に繰り下 げて借り入れ			7,000			(補正前に同じ)
県有施設耐震整備事業費	13,000	することがで きる。			14,000			
九州新幹線建設事業費	880,000	発行価格が			710,000			
単県道路整備事業費	4,945,000	額面金額を下			5,108,000			
単県街路整備事業費	233,000	回るときは、 その発行差額			88,000			
警察施設整備事業費	368,000	をうめるため			347,000			
交通安全施設整備事業費	290,000	必要な金額を 加算した額を			325,000			
県立高等学校整備事業費	302,000	限度額とする			435,000			
公共土木現年発生単県災害復旧事業費	61,000	ことができる。			52,000			
教育施設現年発生単県災害復旧事業費	42,000				10,000			
臨時財政対策債	53,298,000				54,360,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
公有林整備 事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (但し、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め50年以内 年賦元利均 等償還又は元 金均等償還等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	千円				
	81,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			18,000	(補 正 前 に 同 じ)			
計	96,494,000				93,909,000				

平成 2 3 年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 2 3 年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 104,753千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,844,034千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		4,142	△ 506	3,636
	1 一般会計繰入金	4,142	△ 506	3,636
2 繰越金		105,753	△ 70,341	35,412
	1 繰越金	105,753	△ 70,341	35,412
3 諸収入		1,546,186	258,800	1,804,986
	1 貸付金元利収入	1,546,186	235,854	1,782,040
	2 雑入		22,946	22,946
4 県債		83,200	△ 83,200	
	1 県債	83,200	△ 83,200	
歳入合計		1,739,281	104,753	1,844,034

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		292,920	△ 197,501	95,419
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	292,920	△ 197,501	95,419
2 公 債 費		1,040,500	212,427	1,252,927
	1 公 債 費	1,040,500	212,427	1,252,927
3 諸 支 出 金		405,861	89,827	495,688
	1 繰 出 金	405,861	89,827	495,688
歳 出 合 計		1,739,281	104,753	1,844,034

第 2 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 小 企 業 振 興 資 金 貸 付 事 業 費	千円 83,200	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付 金の借り入れ	年4.1% 以 内	据置期間を 含め20年以内 年賦元金均 等償還	千円			

平成23年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

平成23年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,000,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		2,692,000	91,000	2,783,000
	1 証紙収入	2,692,000	91,000	2,783,000
2 繰越金		308,000	△ 91,000	217,000
	1 繰越金	308,000	△ 91,000	217,000
歳 入 合 計		3,000,000		3,000,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		3,000,000		3,000,000
	1 繰出金	3,000,000		3,000,000
歳 出 合 計		3,000,000		3,000,000

平成23年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

平成23年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250,797千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		153,558	△ 57	153,501
	1 財産運用収入	312	△ 57	255
歳 入 合 計		250,854	△ 57	250,797

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		250,854	△ 57	250,797
	1 高等学校費	250,854	△ 57	250,797
歳 出 合 計		250,854	△ 57	250,797

平成23年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,628千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,628,233千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	643,150	28,657	671,807
	1 使用料	643,150	28,657	671,807
2	国庫支出金	90,000		90,000
	1 国庫補助金	90,000		90,000
3	財産収入		62,101	62,101
	1 財産売払収入		62,101	62,101
4	繰入金	1,389,857	△ 25,384	1,364,473
	1 一般会計繰入金	1,389,857	△ 25,384	1,364,473

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 繰越金		67,598	△ 16,746	50,852
	1 繰越金	67,598	△ 16,746	50,852
歳入合計		3,579,605	48,628	3,628,233

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土木費		799,729	60,657	860,386
	1 港湾費	799,729	60,657	860,386
2 公債費		2,779,876	△ 12,029	2,767,847
	1 公債費	2,779,876	△ 12,029	2,767,847
歳出合計		3,579,605	48,628	3,628,233

第 2 表 繰越明許費補正 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 土 木 費		千円 252,000	千円 284,000
	1 港 湾 費	252,000	284,000
合	計	252,000	284,000

第 3 表 債務負担行為補正 変 更				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成24年度	千円 9,475	平成24年度	千円 22,148

平成 2 3 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 3 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 434,258千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		45,680	△ 344	45,336
	1 基金繰入金	45,680	△ 344	45,336
2 繰越金		65,916	117,894	183,810
	1 繰越金	65,916	117,894	183,810
3 諸収入		320,000	△ 119,250	200,750
	1 雑入	320,000	△ 119,250	200,750
歳入合計		435,958	△ 1,700	434,258

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土木費		70,458	△ 1,700	68,758
	1 港湾費	70,458	△ 1,700	68,758
2 公債費		365,500		365,500
	1 公債費	365,500		365,500
歳出合計		435,958	△ 1,700	434,258

平成23年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第2号）

平成23年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77,844千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,500,912千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		713,436	△ 5,419	708,017
	1 国庫補助金	713,436	△ 5,419	708,017
2 繰入金		280,088	△ 28,078	252,010
	1 一般会計 繰入金	280,088	△ 28,078	252,010
3 繰越金		180,585	△ 29,389	151,196
	1 繰越金	180,585	△ 29,389	151,196
4 諸収入		403,806	△ 14,958	388,848
	1 貸付金 元利収入	403,806	△ 14,958	388,848
歳 入 合 計		1,578,756	△ 77,844	1,500,912

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教 育 費		1,578,756	△ 77,844	1,500,912
	1 育英資金	1,578,756	△ 77,844	1,500,912
歳 出 合 計		1,578,756	△ 77,844	1,500,912

平成23年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成23年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ641千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ315,062千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		4,574	△ 3,482	1,092
	1 一般会計 繰入金	4,574	△ 3,482	1,092
2 繰越金		147,996	3,482	151,478
	1 繰越金	147,996	3,482	151,478
3 諸収入		163,133	△ 641	162,492
	1 貸付金 元利収入	163,133	△ 641	162,492
歳入合計		315,703	△ 641	315,062

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農水産業 林費		314,574		314,574
	1 林業改善 資金	314,574		314,574
2 公債費		551	△ 551	
	1 公債費	551	△ 551	

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 諸支出金		578	△ 90	488
	1 繰出金	578	△ 90	488
歳 出 合 計		315,703	△ 641	315,062

平成23年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成23年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187,006千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		2,504	423	2,927
	1 一般会計 繰入金	2,504	423	2,927
2 繰越金		28,274	29,577	57,851
	1 繰越金	28,274	29,577	57,851
歳入合計		157,006	30,000	187,006

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農水産業 林費		157,006	20,000	177,006
	1 沿岸漁業 改善資金	157,006	20,000	177,006
2 諸支出金			10,000	10,000
	1 繰出金		10,000	10,000
歳出合計		157,006	30,000	187,006

平成23年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,775,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,025,313千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		50,000	3,875,000	3,925,000
	1 繰越金	50,000	3,875,000	3,925,000
2 諸収入		200,313	△ 100,000	100,313
	1 貸付金 元利収入	200,313	△ 100,000	100,313
歳 入 合 計		250,313	3,775,000	4,025,313

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		200,313	△ 100,000	100,313
	1 市町村振興 資 金	200,313	△ 100,000	100,313
2 諸支出金		50,000	3,875,000	3,925,000
	1 繰 出 金	50,000	3,875,000	3,925,000
歳 出 合 計		250,313	3,775,000	4,025,313

平成23年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ546,817千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,669,252千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	1,819,135	△ 352,742	1,466,393
	1 負担金	1,819,135	△ 352,742	1,466,393
2	国庫支出金	1,366,476	△ 432,308	934,168
	1 国庫補助金	1,366,476	△ 432,308	934,168
3	財産収入		1,248	1,248
	1 財産売払収入		1,248	1,248
4	繰入金	330,189	△ 4,453	325,736
	1 一般会計繰入金	330,189	△ 4,453	325,736
5	繰越金	130,269	151,172	281,441
	1 繰越金	130,269	151,172	281,441
6	諸収入	12,000	766	12,766
	1 雑入	12,000	766	12,766
7	県債	558,000	89,500	647,500
	1 県債	558,000	89,500	647,500

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
歳入	合計	4,216,069	△ 546,817	3,669,252

歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 土木費		3,554,406	△ 752,500	2,801,906
	1 流下域水道費	3,554,406	△ 752,500	2,801,906
2 公債費		655,663	205,300	860,963
	1 公債費	655,663	205,300	860,963
3 諸支出金		6,000	383	6,383
	1 繰出金	6,000	383	6,383
歳出	合計	4,216,069	△ 546,817	3,669,252

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本北部流域下水道水質法定検査業務	平成24年度	千円 3,090
2 球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	平成24年度	3,302
3 八代北部流域下水道水質法定検査業務	平成24年度	3,212
4 熊本北部流域下水道管理運営業務	平成24年度 ～平成28年度	4,074,623
	年次別内訳	
	平成24年度	811,096
	平成25年度	807,978
	平成26年度	814,454
	平成27年度	821,071
平成28年度	820,024	
5 球磨川上流流域下水道管理運営業務	平成24年度 ～平成28年度	912,199
	年次別内訳	
	平成24年度	178,459
	平成25年度	177,032
	平成26年度	182,389
	平成27年度	184,930
平成28年度	189,389	
6 八代北部流域下水道管理運営業務	平成24年度 ～平成28年度	1,004,057
	年次別内訳	
	平成24年度	196,219
	平成25年度	196,787
	平成26年度	198,105
	平成27年度	204,528
平成28年度	208,418	

第 3 表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
流域下水道事業 特別会計 借換債	千円 208,500	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (但し、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
熊本北部 流域下水道 事業費	千円 374,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (但し、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	千円 257,000				(補 正 前 に 同 じ)
球磨川上流 流域下水道 事業費	84,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			82,000				
計	458,000				339,000				

平成23年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第2号）
 平成23年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第2号）
 は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,672千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,094,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	21,549	1,597,000	1,618,549
	1 財産売払収入		1,597,000	1,597,000
2	繰越金	58,173	328	58,501
	1 繰越金	58,173	328	58,501
3	県 債	2,026,000	△ 1,609,000	417,000
	1 県 債	2,026,000	△ 1,609,000	417,000
	歳 入 合 計	2,105,722	△ 11,672	2,094,050

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円	千円	千円
		465,595	△ 11,672	453,923
	1 工 鉱 業 費	465,595	△ 11,672	453,923
2 公 債 費		1,627,933		1,627,933
	1 公 債 費	1,627,933		1,627,933
歳 出 合 計		2,105,722	△ 11,672	2,094,050

第 2 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
用地造成 事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (但し、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	千円	(補 正 前 に 同 じ)			
	2,026,000				417,000				

平成23年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第3号）

平成23年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,194千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,465,775千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	支援措置費	1,090,436	△ 6,489	1,083,947
	1 繰入金	899,999	△ 6,489	893,510
2	一時金関係 支払関係 支 援 費	15,628,737	9,683	15,638,420
	1 繰入金	13,300,227	9,683	13,309,910
	歳 入 合 計	24,462,581	3,194	24,465,775

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 支援措置費		935,999	△ 6,489	929,510
	1 公債費	899,999	△ 6,489	893,510
2 一時金関係費 支払関係 支援費		15,628,737	9,683	15,638,420
	1 公債費	105,337	9,683	115,020
歳 出 合 計		24,462,581	3,194	24,465,775

平成 2 3 年度熊本県公債管理特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 2 3 年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 342,216千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,808,246千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		139,899	△ 31,657	108,242
	1 財産運用 収 入	139,899	△ 31,657	108,242
2 繰入金		33,086,945	△ 310,559	32,776,386
	1 一般会計 繰入金	32,346,945	△ 310,559	32,036,386
歳 入 合 計		73,150,462	△ 342,216	72,808,246

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公債費		73,150,462	△ 342,216	72,808,246
	1 公債費	73,150,462	△ 342,216	72,808,246
歳 出 合 計		73,150,462	△ 342,216	72,808,246

平成23年度熊本県就農支援資金貸付特別会計補正予算（第1号）

平成23年度熊本県の就農支援資金貸付特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ267,911千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		21,844	△ 21,352	492
	1 一般会計 繰入金	21,844	△ 21,352	492
2 繰越金		66,439	60,621	127,060
	1 繰越金	66,439	60,621	127,060
3 諸収入		136,913	3,446	140,359
	1 貸付金 元利収入	136,913	3,446	140,359
4 県債		42,715	△ 42,715	
	1 県債	42,715	△ 42,715	
歳入合計		267,911		267,911

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 水 産 業 林 費		千円 250,486	千円	千円 250,486
	1 就 農 支 援 資 金	250,486		250,486
歳 出 合 計		267,911		267,911

第 2 表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
就農支援資金 貸 付 金	千円 42,715	政府貸付金の 借 り 入 れ	無利子	据置期間を 含め21年以内 半年賦元金 均等償還	千円			

平成 2 3 年度熊本県電気事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 3 年度熊本県電気事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 3 年度熊本県電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 事業収益	1,811,850千円	7,008千円	1,818,858千円
第 2 項 営業外収益	20,333千円	7,008千円	27,341千円
	支 出		
第 1 款 事業費	2,395,841千円	△26,909千円	2,368,932千円
第 1 項 営業費用	1,474,391千円	△26,909千円	1,447,482千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	639,122千円	△26,909千円	612,213千円

(債務負担行為)

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気事業関係業務	平成 2 4 年度	千円 4,048
企業局所有施設等管理業務	平成 2 4 年度	16,276
情報処理関連業務	平成 2 4 年度	556
事務機器等賃借	平成 2 4 年度 ～平成 2 5 年度	630

平成 2 3 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 平成 2 3 年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 2 3 年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 事業収益	819,795千円	△1,296千円	818,499千円
第 2 項 営業外収益	155,630千円	△1,296千円	154,334千円
	支 出		
第 1 款 事業費	1,057,908千円	△3,966千円	1,053,942千円
第 1 項 営業費用	887,584千円	△3,966千円	883,618千円
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）			

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	63,270千円	△3,966千円	59,304千円

（他会計からの補助金）

第 4 条 予算第 9 条中「204,691千円」を「203,395千円」に改める。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	平成 2 4 年度	千円 889
企業局所有施設等管理業務	平成 2 4 年度	9,830

平成 2 3 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 3 年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 3 年度熊本県有料駐車場事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 事 業 費	80,855 千円	△642 千円	80,213 千円
第 1 項 営 業 費 用	69,593 千円	△642 千円	68,951 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	7,335 千円	△642 千円	6,693 千円

(債務負担行為)

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
有料駐車場事業関係業務	平成 2 4 年度	千円 453
企業局所有施設等管理業務	平成 2 4 年度	1,970
事務機器等賃借	平成 2 4 年度	77

平成 2 3 年度熊本県病院事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 3 年度熊本県病院事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 3 年度熊本県病院事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 病院事業収益	1,612,145 千円	△98,728 千円	1,513,417 千円
第 1 項 医 業 収 益	864,404 千円	△98,728 千円	765,676 千円
	支 出		
第 1 款 病院事業費用	1,600,258 千円	△97,042 千円	1,503,216 千円
第 1 項 医 業 費 用	1,497,920 千円	△97,042 千円	1,400,878 千円

(債務負担行為)

第 3 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成 2 4 年度	千円 13,291
事務機器等賃借	平成 2 4 年度	192

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 5 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	863,313 千円	△79,597 千円	783,716 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 5 条 予算第 6 条中「79,726 千円」を「82,961 千円」に改める。

平成23年度熊本県一般会計補正予算（第9号）

平成23年度熊本県の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,912,835千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ768,920,769千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	5,184,786	765,800	5,950,586
	1 分担金	479,644	297,150	776,794
	2 負担金	4,705,142	468,650	5,173,792
2	国庫支出金	120,701,571	8,906,065	129,607,636
	1 国庫補助金	79,527,606	8,906,065	88,433,671
3	繰入金	65,038,083	100,970	65,139,053
	1 基金繰入金	64,557,642	100,970	64,658,612

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 県 債		105,293,000	1,140,000	106,433,000
	1 県 債	105,293,000	1,140,000	106,433,000
歳 入 合 計		758,007,934	10,912,835	768,920,769

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		98,625,918	1,815,150	100,441,068
	1 社会福祉費	68,824,640	300,000	69,124,640
	2 児童福祉費	23,563,750	1,515,150	25,078,900
2 衛 生 費		58,698,799	1,242,945	59,941,744
	1 公衆衛生費	41,612,269	1,242,945	42,855,214
3 農 水 産 業 林 費		60,033,051	7,854,740	67,887,791
	1 農 業 費	11,621,897	2,899,141	14,521,038
	2 農 地 費	17,531,306	4,100,400	21,631,706
	3 林 業 費	22,527,432	855,199	23,382,631

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
歳 出 合 計		758,007,934	10,912,835	768,920,769

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 2,899,141
	1 農 業 費	2,899,141
合 計		2,899,141

2 変 更

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 農 林 水 産 業 費		千円 10,511,150	千円 15,076,049
	1 農 地 費	3,459,685	7,560,085
	2 林 業 費	7,051,465	7,515,964
合 計		10,511,150	15,076,049

第 3 表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円	(借入先) 財務省、地方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0% 以 内 (但し、 利率見直し方式で 借り入れる資金に ついて、 利率の見直しを行った後に おいては、 当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は元金均等償還、 満期一括償還等 但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は 借り換えをすることができ る。	千円			
	1,233,000	(その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。			2,373,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成24年度熊本県一般会計予算

平成24年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ632,891,609千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円
		134,079,074
	1 県 民 税	53,318,226
	2 事 業 税	19,069,964
	3 地 方 消 費 税	16,350,237
	4 不 動 産 取 得 税	3,268,625
	5 県 た ば こ 税	3,803,088
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	660,190
	7 自 動 車 取 得 税	2,538,793
	8 軽 油 引 取 税	13,241,175
	9 自 動 車 税	21,632,005
	10 鉦 区 税	10,105
	11 狩 猟 税	47,313
12 産 業 廃 棄 物 税	139,353	
2 地 方 消 費 税 清 算 金	35,713,438	

款	項	金 額
		千円
	1 地方消費税清算金	35,713,438
3 地方譲与税		23,553,000
	1 地方法人特別譲与税	20,003,000
	2 地方揮発油譲与税	3,378,000
	3 石油ガス譲与税	159,000
	4 航空機燃料譲与税	13,000
4 地方特例交付金		341,000
	1 地方特例交付金	341,000
5 地方交付税		217,802,000
	1 地方交付税	217,802,000
6 交通安全対策特別交付金		463,000
	1 交通安全対策特別交付金	463,000
7 分担金及び負担金		1,759,501
	1 分 担 金	95,155
	2 負 担 金	1,664,346

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 6,822,835
	1 使用料	3,833,903
	2 手数料	2,988,932
9 国庫支出金		77,263,480
	1 国庫負担金	36,951,019
	2 国庫補助金	38,772,462
	3 国庫委託金	1,539,999
10 財産収入		1,554,536
	1 財産運用収入	1,081,487
	2 財産売却収入	473,049
11 寄附金		128,941
	1 寄附金	128,941
12 繰入金		26,705,470
	1 特別会計繰入金	641,962
	2 基金繰入金	26,063,508

款	項	金 額
13 繰 越 金		千円 1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		33,511,333
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等	399,401
	2 県 預 金 利 子	100,681
	3 貸 付 金 元 利 収 入	24,737,592
	4 受 託 事 業 収 入	1,000,103
	5 収 益 事 業 収 入	3,320,701
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	17,579
	7 雑 入	3,935,276
15 県 債		73,194,000
	1 県 債	73,194,000
歳 入 合 計		632,891,609

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円
		1,376,806
	1 議 会 費	1,376,806
2 総 務 費		28,432,181
	1 総 務 管 理 費	11,626,049
	2 企 画 費	4,614,907
	3 徴 税 費	7,021,838
	4 市 町 村 振 興 費	3,441,382
	5 選 挙 費	78,448
	6 防 災 費	822,440
	7 統 計 調 査 費	432,128
	8 人 事 委 員 会 費	189,403
	9 監 査 委 員 費	205,586
3 民 生 費		78,904,361
	1 社 会 福 祉 費	58,780,068

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	15,777,018
	3 生 活 保 護 費	4,339,175
	4 災 害 救 助 費	8,100
4 衛 生 費		55,035,021
	1 公 衆 衛 生 費	39,427,334
	2 環 境 衛 生 費	12,775,707
	3 保 健 所 費	1,739,636
	4 医 薬 費	1,092,344
5 勞 働 費		4,657,754
	1 勞 政 費	166,549
	2 職 業 訓 練 費	1,737,685
	3 失 業 対 策 費	2,657,710
	4 勞 働 委 員 会 費	95,810
6 農 林 水 産 業 費		35,083,636
	1 農 業 費	10,817,557

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	1,983,472
	3 農 地 費	8,866,130
	4 林 業 費	9,531,226
	5 水 産 業 費	3,885,251
7 商 工 費		28,843,541
	1 商 業 費	25,150,114
	2 工 鉱 業 費	3,180,050
	3 観 光 費	513,377
8 土 木 費		33,758,559
	1 土 木 管 理 費	2,317,397
	2 道 路 橋 り よ う 費	18,239,391
	3 河 川 海 岸 費	6,601,553
	4 港 湾 費	2,135,866
	5 都 市 計 画 費	3,129,083
	6 住 宅 費	1,335,269

款	項	金 額
9 警 察 費		千円 38,531,657
	1 警 察 管 理 費	35,114,233
	2 警 察 活 動 費	3,417,424
10 教 育 費		164,540,953
	1 教 育 総 務 費	26,446,471
	2 小 学 校 費	60,137,665
	3 中 学 校 費	33,716,478
	4 高 等 学 校 費	30,631,050
	5 特 別 支 援 学 校 費	8,970,157
	6 大 学 費	891,328
	7 社 会 教 育 費	2,258,727
	8 保 健 体 育 費	1,489,077
11 災 害 復 旧 費		1,796,956
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	600,870
	2 土 木 災 害 復 旧 費	1,196,086

款	項	金 額
12 公 債 費		千円 114,535,602
	1 公 債 費	114,535,602
13 諸 支 出 金		47,194,582
	1 繰 出 金	7,319,974
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	462,133
	3 自動車取得税金 交 付 金	1,764,944
	4 利子割交付金	464,674
	5 利子割精算金	1,305
	6 地方消費税金 清 算 金	16,069,844
	7 地方消費税金 交 付 金	17,675,963
	8 配当割交付金	199,315
	9 株式等譲渡所得割 交 付 金	176,430
10 軽油引取税金 交 付 金	3,060,000	
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000

款	項	金 額
		千円
歳 出 合 計		632,891,609

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 私立学校施設整備借入金利子助成 (日本私立学校振興・共済事業団借入分) 私立高等学校、私立中学校、私立幼稚園を設置する学校法人が学校施設等の新築及び改築等を行うために必要な資金を日本私立学校振興・共済事業団から借り入れた場合の学校法人に対する利子助成	平成25年度 ～平成33年度	千円 5,360
	年次別内訳 平成25年度 720 平成26年度 720 平成27年度 680 平成28年度 640 平成29年度 600 平成30年度 560 平成31年度 520 平成32年度 480 平成33年度 440	
2 要保護児童進学応援資金貸付 児童養護施設、里親等から大学等へ進学する者に対する生活費等資金の貸付け	平成25年度 ～平成27年度	8,271
	年次別内訳 平成25年度 2,757 平成26年度 2,757 平成27年度 2,757	
3 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例(昭和34年熊本県条例第38号)に基づく平成24年度における身元保証契約に伴う損害賠償	平成24年度 ～平成27年度	7,500
4 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対する生活費等資金の貸付け	平成25年度 ～平成27年度	27,570
	年次別内訳 平成25年度 9,190 平成26年度 9,190 平成27年度 9,190	
5 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸付け	平成25年度 ～平成29年度	71,790
	年次別内訳 平成25年度 14,358 平成26年度 14,358 平成27年度 14,358 平成28年度 14,358 平成29年度 14,358	

期 間	利子助成率
10年以内	年1.5%以内

事 項	期 間	限 度 額
6 熊本県医療資源調査・予測事業	平成25年度	千円 24,400
7 阿蘇医療圏二次救急医療機能整備事業	平成25年度	237,462
8 離職者訓練等委託業務	平成25年度	140,348
9 農地保有合理化事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が財団法人熊本県農業公社に1億5,000万円を限度額として農地保有合理化事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	平成24年度 ～平成35年度	60,000
10 農地保有合理化事業損失補償 社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が財団法人熊本県農業公社に13億円を限度額として農地保有合理化事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	平成24年度 ～平成35年度	720,000
11 企業等農業参入支援資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を5年以内に認定農業者となる計画を有する新規参入企業等に対し、平成24年度において総額2億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成25年度 ～平成30年度	15,531
	年次別内訳 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	 3,284 3,400 3,400 3,200 2,146 101

期 間	利子補給率
5年以内	農業近代化資金の 貸付利率

事 項		期 間	限 度 額															
12 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等 に対し、平成24年度において総額30億円の範囲 内で融資する場合の農業協同組合等に対する利 子補給		平成25年度 ～平成45年度	千円 264,361															
		年次別内訳 平成25年度 28,008 平成26年度 29,000 平成27年度 29,000 平成28年度 27,358 平成29年度 25,071 平成30年度 22,751 平成31年度 20,433 平成32年度 18,115 平成33年度 15,795 平成34年度 13,477 平成35年度 11,159 平成36年度 8,840 平成37年度 6,521 平成38年度 4,203 平成39年度 1,884 平成40年度 1,042 平成41年度 778 平成42年度 543 平成43年度 307 平成44年度 72 平成45年度 4																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個 人</td> <td>農 協</td> <td rowspan="2">15年 以内</td> <td rowspan="2">年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td>銀 行</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共 同</td> <td>農 協</td> <td rowspan="2">20年 以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td>銀 行</td> <td>年0.40%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		期 間	利子補給率	個 人	農 協	15年 以内	年1.25%以内	銀 行	共 同	農 協	20年 以内	年1.25%以内	銀 行	年0.40%以内		
区 分		期 間	利子補給率															
個 人	農 協	15年 以内	年1.25%以内															
	銀 行																	
共 同	農 協	20年 以内	年1.25%以内															
	銀 行		年0.40%以内															
13 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を 図るために必要な資金を、地域農業の担い手 となる意欲ある農業者等に対し、平成24年度に おいて総額 8 億円の範囲内で融資する場合の 農業協同組合等に対する利子補給		平成25年度 ～平成40年度	75,213															
		年次別内訳 平成25年度 9,658 平成26年度 10,000 平成27年度 10,000 平成28年度 9,199 平成29年度 8,084 平成30年度 6,952 平成31年度 5,822 平成32年度 4,691 平成33年度 3,559 平成34年度 2,429 平成35年度 1,804 平成36年度 1,377 平成37年度 961 平成38年度 544 平成39年度 127 平成40年度 6																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子補給率	15年以内	年1.25%以内													
期 間	利子補給率																	
15年以内	年1.25%以内																	

事 項	期 間	限 度 額
14 大河洲地区県営かんがい排水事業 宇 土 市	平成25年度	千円 140,000
15 芦北地区県営かんがい排水事業 芦 北 町	平成25年度	120,000
16 南島地区県営かんがい排水事業 (除塵設備) 山 鹿 市	平成25年度	20,000
17 砥川地区県営かんがい排水事業 益 城 町	平成25年度 ～平成26年度	320,000
	年次別内訳	
	平成25年度	200,000
	平成26年度	120,000
18 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等 に対し、平成24年度において総額 4 億円の範囲 内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利 子補給	平成25年度 ～平成44年度	26,963
	年次別内訳	
	平成25年度	4,727
	平成26年度	4,711
	平成27年度	4,327
	平成28年度	3,495
	平成29年度	2,605
	平成30年度	1,947
	平成31年度	1,568
	平成32年度	1,242
	平成33年度	950
	平成34年度	649
	平成35年度	353
	平成36年度	135
	平成37年度	61
	平成38年度	52
	平成39年度	44
	平成40年度	36
	平成41年度	29
	平成42年度	20
	平成43年度	8
	平成44年度	4

区 分	期 間	利 子 補給率	
個人 施設 等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	15年 以内	年1.25% 以内
	育成期間が通常 1 年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5 年 以内	
共同 利用 施設 等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.4% 以内

事 項	期 間	限 度 額				
19 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁業者に対し、平成24年度において総額1億円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成25年度～平成34年度	千円 8,132				
	年次別内訳 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度	1,251 1,251 1,251 1,164 982 803 625 448 268 89				
<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>期 間</td> <td>利子補給率</td> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </table>	期 間	利子補給率	10年以内	年1.25%以内		
期 間	利子補給率					
10年以内	年1.25%以内					
20 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額321億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成24年度～平成35年度	107,760				
21 県立高等学校再編・統合施設整備事業 水 俣 市	平成25年度	612,071				
22 球磨工業高校校舎改築工事 人 吉 市	平成25年度	361,000				
23 高森高校教室棟改築事業 高 森 町	平成25年度	45,000				
24 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	平成24年度～平成34年度	元金1,485,000,000千円及びその利息に相当する金額				
25 情報処理関連業務	平成25年度～平成29年度	73,615				
	年次別内訳 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	51,620 10,142 5,701 4,131 2,021				

事 項	期 間	限 度 額
26 事務機器等賃借	平成25年度 ～平成30年度	千円 2,829,886
	年次別内訳 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	615,050 593,358 593,249 593,249 426,574 8,406

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良 国庫補助事業費	千円 827,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
農地海岸保全 国庫補助事業費	379,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
農地防災 国庫補助事業費	58,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
湛水防除 国庫補助事業費	235,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
林道 国庫補助事業費	278,000	発行を含む。)	しを行った 後において	
治山 国庫補助事業費	1,050,000	(その他) 工事その他の都	は、当該見 直し後の利 率)	
保安林整備 国庫補助事業費	117,000	合により、一部又 は全部を翌年度以		
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	186,000	降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
漁港 国庫補助事業費	338,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
道路橋りょう 国庫補助事業費	1,708,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
道路維持 国庫補助事業費	2,485,000	な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
河川 国庫補助事業費	915,000			
砂防 国庫補助事業費	828,000			
河川海岸保全 国庫補助事業費	129,000			
港湾建設 国庫補助事業費	222,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路 国庫補助事業費	千円 575,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
都市公園整備 事業費	222,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
公営住宅 建設事業費	64,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
治山災害現年 発生国庫費	11,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
漁港災害現年 発生国庫費	6,000	(その他) 工事その他の都	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
公共土木現年 発生国庫費	366,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	直し後の利 率)	
公共土木過年 発生国庫費	51,000	降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
総合庁舎整備 事業費	125,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
地域総合整備 資金貸付事業費	200,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
防災情報 ネットワーク 整備事業費	51,000	な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
石綿健康被害 救済基金拠出金	14,000			
単県治山事業費	61,000			
伝統工芸館 耐震改修事業費	27,000			
産業技術センター 整備事業費	38,000			
県有施設耐震整備 事業費	2,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
単 県 道 路 整 備 費 事 業 費	千円 2,462,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
単 県 河 川 整 備 費 事 業 費	256,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
単 県 砂 防 整 備 費 事 業 費	42,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
単 県 河 川 海 岸 整 備 費 事 業 費	6,000	券発行 (他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
単 県 街 路 整 備 費 事 業 費	24,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
警 察 施 設 整 備 費 事 業 費	1,068,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利 率)	
交 通 安 全 施 設 整 備 費 事 業 費	287,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
県 立 高 等 学 校 整 備 費 事 業 費	1,926,000	り入れることがで きる。		
文 化 財 保 存 整 備 費 事 業 費	8,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
臨 時 財 政 対 策 債	52,726,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
退 職 手 当 債	2,803,000	な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公 有 林 整 備 費 事 業 費</p>	<p>千円 18,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め50年以内 年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>
<p>計</p>	<p>73,194,000</p>			

平成 2 4 年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

平成 2 4 年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,384,215 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		4,142
	1 一般会計繰入金	4,142
2 繰 越 金		191,368
	1 繰 越 金	191,368
3 諸 収 入		1,964,705
	1 貸付金元利収入	1,964,705
4 県 債		224,000
	1 県 債	224,000
歳 入 合 計		2,384,215

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 503,516
	1 中小企業振興資金	503,516
2 公 債 費		1,322,130
	1 公 債 費	1,322,130
3 諸 支 出 金		558,569
	1 繰 出 金	558,569
歳 出 合 計		2,384,215

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
財団法人くまもとテクノ産業財団の未収債権 損失補償（設備貸与事業（国制度分）） 財団法人くまもとテクノ産業財団が平成24年 度に行う設備貸与事業 3 億円の未収債権に対す る損失補償	平成24年度 ～平成37年度	千円 135,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業振興資金貸付事業費	千円 224,000	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付金 の借入れ	年4.1% 以内	据置期間を含め 20年以内 年賦元金均等償 還

平成24年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成24年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,194千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		26,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	26,000
2 繰 越 金		4,634
	1 繰 越 金	4,634
3 諸 収 入		70,560
	1 貸 付 金 元 利 収 入	70,560
4 県 債		52,000
	1 県 債	52,000
歳 入 合 計		153,194

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 民 生 費		153,194
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金	153,194
歳 出 合 計		153,194

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子寡婦福祉資金貸付 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号） に基づき実施する母子及び寡婦に対する技能習 得資金、生活資金、修学資金、修業資金及び特 例児童扶養資金の貸付け	平成25年度 ～平成28年度	千円 100,811
	年次別内訳	
	平成25年度	58,109
	平成26年度	31,561
	平成27年度	10,181
	平成28年度	960

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子寡婦福祉 資金貸付金	千円 52,000	政府貸付金の 借 入 れ	無 利 子	母子及び寡婦福 祉法第37条の定め るところによる。

平成24年度熊本県収入証紙特別会計予算

平成24年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,000,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 証 紙 収 入		2,702,000
	1 証 紙 収 入	2,702,000
2 繰 越 金		298,000
	1 繰 越 金	298,000
歳 入 合 計		3,000,000

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 諸 支 出 金		3,000,000
	1 繰 出 金	3,000,000
歳 出 合 計		3,000,000

平成24年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

平成24年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ259,340千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円
		159,131
	1 財 産 運 用 収 入	238
	2 財 産 売 払 収 入	158,893
2 繰 入 金		70,846
	1 一 般 会 計 繰 入 金	63,548
	2 基 金 繰 入 金	7,298
3 繰 越 金		29,363
	1 繰 越 金	29,363
歳 入 合 計		259,340

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円
		259,340
	1 高 等 学 校 費	259,340
歳 出 合 計		259,340

平成 2 4 年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

平成 2 4 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,654,998千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		642,404
	1 使用料	642,404
2 国庫支出金		180,000
	1 国庫補助金	180,000
3 繰入金		1,398,934
	1 一般会計繰入金	1,398,934
4 繰越金		75,660
	1 繰越金	75,660
5 諸収入		234,000
	1 雑収入	234,000
6 県債		1,124,000
	1 県債	1,124,000
歳入合計		3,654,998

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 903,921
	1 港 湾 費	903,921
2 公 債 費		2,751,077
	1 公 債 費	2,751,077
歳 出 合 計		3,654,998

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>港湾整備事業費</p>	<p>千円 1,124,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>

平成24年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

平成24年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ519,759千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 4,209
	1 財 産 運 用 収 入	4,209
2 繰 入 金		45,336
	1 基 金 繰 入 金	45,336
3 繰 越 金		160,214
	1 繰 越 金	160,214
4 諸 収 入		310,000
	1 雑 収 入	310,000
歳 入 合 計		519,759

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 75,396
	1 港 湾 費	75,396
2 公 債 費		444,363
	1 公 債 費	444,363
歳 出 合 計		519,759

平成 2 4 年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

平成 2 4 年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,528,339 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 575,159
	1 国庫補助金	575,159
2 財産収入		914
	1 財産運用収入	914
3 繰入金		216,624
	1 基金繰入金	216,624
4 繰越金		278,021
	1 繰越金	278,021
5 諸収入		457,621
	1 貸付金元利収入	457,621
歳 入 合 計		1,528,339

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 1,528,339
	1 育 英 資 金	1,528,339
歳 出 合 計		1,528,339

平成24年度熊本県林業改善資金特別会計予算

平成24年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 315,036千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 4,574
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,574
2 繰 越 金		149,357
	1 繰 越 金	149,357

款	項	金 額
3 諸 収 入		千円
		161,105
	1 貸付金元利収入	161,105
歳 入 合 計		315,036

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円
		314,574
	1 林業改善資金	314,574
2 公 債 費		231
	1 公 債 費	231
3 諸 支 出 金		231
	1 繰 出 金	231
歳 出 合 計		315,036

平成24年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成24年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,978千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		2,504
	1 一般会計繰入金	2,504
2 繰 越 金		33,442
	1 繰越金	33,442
3 諸 収 入		121,032
	1 貸付金元利収入	121,032
歳 入 合 計		156,978

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		156,978
	1 沿岸漁業改善資金	156,978

款	項	金 額
		千円
歳 出 合 計		156,978

平成24年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

平成24年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ268,308千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 越 金		68,000
	1 繰 越 金	68,000
2 諸 収 入		200,308
	1 貸付金元利収入	200,308
歳 入 合 計		268,308

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 200,308
	1 市町村振興資金	200,308
2 諸 支 出 金		68,000
	1 繰 出 金	68,000
歳 出 合 計		268,308

平成24年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成24年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,645,894千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1,776,579
	1 負 担 金	1,776,579
2 国庫支出金		1,326,200
	1 国庫補助金	1,326,200
3 繰入金		323,692
	1 一般会計繰入金	323,692
4 繰越金		698,923
	1 繰越金	698,923
5 諸収入		7,500
	1 雑 入	7,500
6 県 債		513,000
	1 県 債	513,000
	歳 入 合 計	4,645,894

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 3,993,606
	1 流域下水道費	3,993,606
2 公 債 費		648,538
	1 公 債 費	648,538
3 諸 支 出 金		3,750
	1 繰 出 金	3,750
歳 出 合 計		4,645,894

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道建設事業 (水処理施設等) 熊 本 市	平成25年度	千円 1,260,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	千円 350,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
球磨川上流流域 下水道事業費	79,000	会社、その他 (借入方法)	利率見直し 方式で借り 入れる資金	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
八代北部流域 下水道事業費	84,000	証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
計	513,000			

平成24年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

平成24年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,369,504千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 30,602
	1 財 産 運 用 収 入	30,602
2 繰 越 金		13,902
	1 繰 越 金	13,902
3 県 債		1,325,000
	1 県 債	1,325,000
歳 入 合 計		1,369,504

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 898,840
	1 工 鉱 業 費	898,840
2 公 債 費		470,664
	1 公 債 費	470,664
歳 出 合 計		1,369,504

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>用地造成事業費</p>	<p>千円 1,325,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>

平成24年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
 平成24年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算
 は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,191,021千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		千円 1,733,948
	1 分担金及び負担金	1,733,948
2 チ ッ ソ 貸 付 費		3,965,045
	1 諸 収 入	3,965,045
3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,268
	1 繰 入 金	276,268

款	項	金 額
4 支 援 措 置 費		千円
		3,367,700
	1 国 庫 支 出 金	1,922,580
	2 繰 入 金	965,120
	3 県 債	480,000
5 一 時 金 支 払 関 係 費		3,848,060
	1 繰 入 金	3,292,085
	2 県 債	555,975
歳 入 合 計		13,191,021

歳 出		
款	項	金 額
1 水 俣 湾 堆 積 汚 泥 処 理 事 業 費		千円
		1,976,558
	1 公 債 費	1,976,558
2 チ ッ ソ 貸 付 費		5,645,015
	1 公 債 費	5,645,015

款	項	金 額
3 水保病問題解決支援 財 団 出 資 費		千円 276,268
	1 公 債 費	276,268
4 支 援 措 置 費		1,445,120
	1 環 境 費	480,000
	2 公 債 費	965,120
5 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		3,848,060
	1 環 境 費	3,706,500
	2 公 債 費	141,560
歳 出 合 計		13,191,021

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 480,000	(借入先) 財務省、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 20年以内
一時金支払関係 出 資 金	555,975	(借入方法) 証書借入又は証 券発行	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
計	1,035,975			

平成24年度熊本県公債管理特別会計予算

平成24年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,621,352千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		166,972
	1 財 産 運 用 収 入	166,972
2 繰 入 金		36,692,913
	1 一 般 会 計 繰 入 金	35,952,913
	2 基 金 繰 入 金	740,000
3 県 債		26,761,467
	1 県 債	26,761,467
歳 入 合 計		63,621,352

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 公 債 費		63,621,352
	1 公 債 費	63,621,352
歳 出 合 計		63,621,352

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	千円 26,761,467	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。

平成24年度熊本県就農支援資金貸付特別会計予算

平成24年度熊本県の就農支援資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284,496千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		28,958
	1 一般会計繰入金	28,958
2 繰 越 金		49,880
	1 繰 越 金	49,880
3 諸 収 入		148,260
	1 貸付金元利収入	148,260
4 県 債		57,398
	1 県 債	57,398
	歳 入 合 計	284,496

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 250,259
	1 就 農 支 援 資 金	250,259
2 公 債 費		22,825
	1 公 債 費	22,825
3 諸 支 出 金		11,412
	1 繰 出 金	11,412
歳 出 合 計		284,496

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
就 農 支 援 資 金 貸 付 金	千円 57,398	政 府 貸 付 金 の 借 入 れ	無 利 子	据 置 期 間 を 含 め 21年以内 半 年 賦 元 金 均 等 償 還

平成24年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 161,740,700kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			1,919,790千円
第1項 営業収益			1,467,607千円
第2項 営業外収益			9,183千円
第3項 特別利益			443,000千円
	支	出	
第1款 事業費			2,985,649千円
第1項 営業費用			1,385,487千円
第2項 営業外費用			39,407千円
第3項 特別損失			1,545,755千円
第4項 予備費			15,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額260,866千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,551千円及び過年度分損益勘定留保資金250,315千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			371,142千円
第1項 他会計からの返還金			371,142千円
	支	出	
第1款 資本的支出			632,008千円
第1項 建設改良費			221,577千円
第2項 企業債償還金			134,877千円
第3項 他会計への繰出金			265,554千円
第4項 予備費			10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市房発電所改良等事業	平成25年度	千円 378,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条 支 出

 第1款 事業費

 第1項 営業費用

 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 548,728千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成24年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	34箇所
(2) 年間総給水量	8,500,485 m ³
(3) 一日平均給水量	23,289 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	812,425千円
第1項 営業収益	662,708千円
第2項 営業外収益	149,717千円

支 出

第1款 事業費	1,045,426千円
第1項 営業費用	880,761千円
第2項 営業外費用	157,665千円
第3項 予備費	7,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額130,196千円は、過年度分損益勘定留保資金130,196千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	916,690千円
第1項 企業債	250,000千円
第2項 長期借入金	313,921千円
第3項 工事受託金	11,661千円
第4項 補助金	122,326千円
第5項 雑収入	171,330千円
第6項 工事負担金	47,452千円

支 出

第1款 資本的支出	1,046,886千円
第1項 建設改良費	67,721千円
第2項 企業債償還金	602,521千円
第3項 長期借入金償還金	376,644千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	250,000	(借入先) 銀行、財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめするため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

59,348千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、209,330千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成24年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間普通駐車台数 110,356台
- (2) 年間定期駐車台数 3,480台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			128,306千円
第1項 営業収益			127,433千円
第2項 営業外収益			873千円
	支	出	
第1款 事業費			74,629千円
第1項 営業費用			63,245千円
第2項 営業外費用			9,384千円
第3項 予備費			2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 資本的収入			0千円
	支	出	
第1款 資本的支出			0千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条 支 出

 第1款 事業費

 第1項 営業費用

 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 7,271千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成24年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入 院	48,545人
外 来	32,230人
(3) 一日平均患者数	
入 院	133人
外 来	110人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			1,610,002千円
第1項 医業収益			882,482千円
第2項 医業外収益			727,520千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			1,605,682千円
第1項 医業費用			1,508,628千円
第2項 医業外費用			97,004千円
第3項 予備費			50千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額213,301千円は過年度分損益勘定留保資金213,301千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			0千円
	支	出	
第1款 資本的支出			213,301千円
第1項 建設改良費			29,409千円
第2項 企業債償還金			183,892千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	869,975千円
(2) 交 際 費	70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、84,507千円と定める。

公 告

熊本県公告第132号

山鹿市に事務所を置く菊鹿町土地改良区の役員が次のとおり住所を変更した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年3月13日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

役職名	氏 名	住 所
監事	田代 孝	中国山東省菜陽市朝日緑源農業園

熊本県公告第133号

県営腹赤地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成24年3月13日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

熊本県公告第134号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成24年3月1日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成24年3月13日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 争議行為の目的

- (1) 生活を守る大幅な賃金の引上げと雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」及び「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一扫。下請け・派遣労働の導入・拡大反対
- (2) 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・介護・福祉労働者の大幅増員。医師確保法制定、看護職員確保法・基本指針の改正及び改正福祉人材確保基本指針の実効性確保
- (3) 「社会保障と税の一体『改革』」反対。医療・介護・社会保障の拡充。後期高齢者医療制度の廃止。患者負担増大反対。介護労働者の「処遇改善交付金」の制度の存続と内容の充実。医療保険制度の改悪反対。安全・安心の医療・福祉の実現
- (4) 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療提供体制の縮小・合理化反対。住民本位の保健・医療・介護・福祉のネットワークの確立。職員の雇用の確保
- (5) 200万人以上看護体制を保障する大幅増員。夜勤交替制労働者の勤務時間は「一日8時間以内、週32時間、勤務間隔12時間以上」。「5局長通知」の内容の職場での実現。長時間・2交替制勤務反対。ILO看護職員条約の批准。准看護師養成停止、看護制度の一本化並びに2年課程通信制での各県一校の開設及び受講保障、支援措置の確立
- (6) 憲法9条を中心とする憲法改悪阻止、国民投票法の具体化反対。自衛隊の海外派兵・有事法制の発動反対。米軍基地の撤去。日米安保条約破棄。核兵器廃絶、原子力発電からの転換。平和と民主主義の擁護。TPPへの参加反対。消費税など増税反対。国会議員定数削減反対

2 争議行為の日時

平成24年3月15日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間

3 争議行為を行う場所

- 特定医療法人芳和会 くわみず病院（熊本市神水一丁目14-41）
- 特定医療法人芳和会 本部事務所（熊本市神水一丁目14-41）
- 特定医療法人芳和会 熊本県民医連事務所（熊本市神水一丁目14-41）
- 特定医療法人芳和会 平和クリニック（熊本市本荘二丁目15-18）
- 特定医療法人芳和会 くすのきクリニック（熊本市龍田五丁目1-41）
- 特定医療法人芳和会 菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字下中野5587）
- 特定医療法人芳和会 水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目2-12）
- 特定医療法人芳和会 神経内科リハビリテーション協立クリニック（水俣市桜井町二丁目2-28）
- 特定医療法人芳和会 八代中央クリニック（八代市永碓町1361）
- 特定医療法人芳和会 天草ふれあいクリニック（天草市丸尾町16-34）
- 特定医療法人ピネル会 ピネル記念病院（熊本市佐土原一丁目8-33）
- 社会福祉法人くまもと福祉会 特別養護老人ホームたくまの里（熊本市御領一丁目13-26）

4 争議行為の概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員によるストライキ、その他全ての争議行為

登載依頼

有明海自動車航送船組合告示第2号

有明海自動車航送船組合議会平成24年第1回定例会を平成24年3月22日午後1時
熊本県玉名市に招集する。
平成24年3月13日

有明海自動車航送船組合
管理者 川崎 邦宏